



2019年10月18日

台風第19号に係る災害義援金の取扱いについて

このたびの令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：生田 雅彦、本店：茨城県土浦市）は、被害を受けられた皆さまへ寄せられる義援金の受付を、下記の通り行いますのでお知らせいたします。

皆さまのあたたかいご支援をお願い申し上げます。

記

1. 義援金受取口座

振込先銀行	支店名	科目	口座番号	振込先名
筑波銀行	県庁支店	普通	1141581	公益財団法人茨城新聞文化福祉事業団 (サ.イ.ハ.ラケンブツブンカクシギョウダツ)
			1172080	日本赤十字社茨城県支部 (ニホンセキジユウシヤハ.ラケンブツ)
			1172073	社会福祉法人茨城県共同募金会 台風19号災害義援金 (フ.ハ.ラケンキョウトウホケンカイ)

2. 振込手数料について

筑波銀行本支店からの窓口振込については、無料となります。

なお、ATMやインターネットバンキングによる振込は対象外となりますので、ご注意願います。

3. 義援金の税制上の優遇措置について

振込金受取書をもって税制上の優遇措置の適用対象となります。優遇措置を受けるには、振込金受取書（領収書）が必要となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

以上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線 3730
TEL 029-859-8111			